

【第 6 号議案】

特別維持会員会費変更に関する件

現行会費:

維持会員のうち『1100 会員規程』において規定する特別維持会員(軽金属圧延 5 社:株式会社神戸製鋼所、昭和電工株式会社、日本軽金属株式会社、株式会社 UACJ、三菱アルミニウム株式会社)については、次に従って計算した額を負担する。

- (1)5 社の会費総額を年額 14,500 千円とする。
- (2)基本会費を各社 1,000 千円とし、残りの 9,500 千円を前年度の生産割合で比例配分する。生産割合は、一般社団法人日本アルミニウム協会の会費配分に使われる生産割合をそのまま適用する。

改定会費:

維持会員のうち『1100 会員規程』において規定する特別維持会員(軽金属圧延 4 社:株式会社神戸製鋼所、日本軽金属株式会社、株式会社 UACJ、MA アルミニウム株式会社)については、次に従って計算した額を負担する。

- (1)4 社の会費総額を年額 14,500 千円とする。
- (2)基本会費を各社 1,000 千円とし、残りの 10,500 千円を前年度の生産割合で比例配分する。生産割合は 4 社の生産量を適用し算出する。

改訂趣旨:

令和 4 年度より、昭和電工株式会社が特別維持会員を脱退し、2 口維持会員となる。特別維持会員が軽金属圧延 4 社となるのに伴い、特別維持会員会費総額は 4 社の合意を得て、14,500 千円を維持することとし、基本会費 1,000 千円とし、残りの 10,500 千円を前年度の生産割合で比例配分することとした。

また、生産割合については、本会で定めた競争法コンプライアンス指針に則り、4 社に生産統計データ提示を求め、算出することとした。